

# 特定商取引法 -7取引- を知ろう

☆知らない品は、「知らない」と断る。  
 ☆その場で、すぐに契約しない。誰かに相談する・助言を求める。

特徴の キーワード	取引類型	取引形態	クーリング・オフの有無/期間
不意打ち	訪問販売	営業所等以外の場所における取引 家庭訪問、キャッチ・セールス、アポイントメント・セールス、SF商法	8日間
	電話勧誘販売	事業者から電話で勧誘し、申込みを行う取引	8日間
	訪問購入	事業者が営業所等以外の場所で売買契約をして物品を購入する契約。事業者が消費者宅に押しかけて、商品を強引に買取って帰る。	8日間
対面して商品や条件を確認できない	通信販売	郵便・電話・インターネット等 通信手段により申込みを行う取引	無
長期・高額 of 負担があり、やってみないと効果かわからない	特定継続的役務提供	エステティックサロン、外国語会話教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚情報サービス、美容医療（一部） [7役務]	8日間
ビジネスに不慣れな個人を勧誘する	連鎖販売取引	<マルチ商法> 金銭的負担し販売組織に参加し、新たに勧誘し販売すれば報奨金を得られる	20日間
	業務提供誘引販売取引	<内職商法> 事業者が提供する業務を行えば収入が得られると勧誘し、その業務のために商品の契約をする	20日間

☆訪問販売等の対策に、「ドアを開ける前に相手と用件を確認」しましょう！

☆電話勧誘の対策に、「その電話 サギかも？」。相手の番号を確かめて！留守番電話にする。

## ～不安を感じたら迷わず電話～

- ◆長野市消費生活センター 224-5777  
(消費者ホットライン 188)
- ◆長野中央警察署 244-0110
- ◆長野南警察署 292-0110  
(警察相談専用電話 #9110)

【発行元】長野市地域・市民生活部  
 市民窓口課 消費生活センター  
 〒380-0835 長野市大字南長野新田町 1485-1  
 長野市もんぜんぱら座 4階